

## 近江八幡市公告

近江八幡市配食サービス業務の委託契約について公募を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年1月16日

近江八幡市長 小西 理

### 1 委託の概要等

(1) 委託名	近江八幡市配食サービス業務
(2) 場所	近江八幡市内
(3) 委託の概要	別紙仕様書のとおり
(4) 期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 業務委託料 別紙仕様書のとおり

### 3 参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（受注者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (4) 当該委託の開始日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (5) 参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと。
- (6) 公募に関する書類の提出時点において、令和7年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿（以下、「令和7年度名簿」という。）に登録している、または令和8年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿（以下、「令和8年度名簿」という。）に登録するための申請を済ませており、業務に必要な許可等を有すること。

### 4 公募に関する書類の提出

- (1) 提出方法 書留郵便又は持参
- (2) 提出書類

①事業実施計画書

②返信用封筒

ア 提出方法が持参・郵送どちらの場合でも後日、郵送にて受領書を送付するので、必ず返信用封筒（長形3号、返信先を明記し、110円切手を貼付したもの）を同封すること。

イ 書類に不備、不足等があった場合も、返信用封筒にて連絡票を送付する。

③営業許可証（写）

ア 「令和7年度名簿」に登録申請しているが、営業許可証（写）が未提出の場合のみ提出すること。

イ 保健所長より食品衛生法の規定で許可されていることを証明できるものを提出すること。

また、営業許可証の期限が提出時点で切れていないこと。

(3) 提出日時 令和8年2月4日（水）17時00分まで（必着）

(4) 提出書類を送付する場合の封筒には、「近江八幡市配食サービス業務 事業実施計画書等在中」と朱書きすること。

(5) 提出先

書留郵便の場合

〒523-8501

近江八幡市桜宮町236番地 近江八幡市福祉保険部長寿福祉課宛

持参の場合

近江八幡市桜宮町236番地 近江八幡市福祉保険部長寿福祉課窓口で手渡し

受付時間：開庁日の9時00分から16時45分まで（土曜、日曜、祝日を除く）

## 5 受注可否の公表等

(1) 受注者となったものには郵送により決定通知書等を送付する。

(2) 審査の結果、認められた業者に対し、別途随意契約を行う。

## 6 申請の無効

(1) 受注する者に必要な資格のない者のした申請及び申請に関する条件に違反した申請は無効とする。なお、「令和7年度名簿」に登録申請していても、その後登録を取り消された場合や登録されなかった場合には本業務への申請については無効とする。

(2) 受注に必要な資格に虚偽の申請を行った者の申請は無効とする。

(3) 4(3)の提出日時後に到着した申請は無効とする。

## 7 その他

(1) 申請書及び資料の作成、申込み及び提出に係る費用は参加者の負担とする。

(2) 代理人が提出する場合は、4(2)に加え委任状も提出すること。

(3) 申請関係書類は近江八幡市ホームページより入手すること。

## 8 申請に関する問い合わせ先

近江八幡市福祉保険部長寿福祉課 TEL 0748-31-3737